



# 新しい学校生活における ガイドライン

(2020.**8.24**Ver.**2.0**)

刈谷市教育委員会

# 出欠席の留意事項

- 保健所から児童生徒が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止とする。
- 体調不良により、登校を控える場合は、忌引き等（感染を疑う症状）とする。
- 学校に既に報告済みの喘息などの持病を理由にして、登校を控える場合は、忌引き等（持病による感染防止）とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席の取り扱いについて所属学校の校長と相談する。
- 家族が濃厚接触者に特定された、あるいは、家族が濃厚接触者に接触した場合、また、同居している家族に体調不良の方がいる場合について、保護者に学校への連絡及び児童生徒の登校について相談してもらう等、感染拡大防止への協力を依頼する。**

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 児童生徒及び教職員が感染者、又は濃厚接触者として特定された場合の対応

## □教職員及び児童生徒が感染した場合

- ①濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、臨時休業又は、臨時休校とする（**濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業又は、臨時休校の措置をとらない場合がある**）。  
学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合も臨時休業又は、臨時休校とする。

- ②①の後、保健所の指示を受け、特定された感染者が教職員の場合は、2週間の療養休暇を取得させる。児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

- ③①の後、保健所の指示を受け、感染者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休業又は、臨時休校とする。

※特別支援学校の児童生徒の個別事情は配慮

## □教職員及び児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- ①保健所の指示を受け、特定された濃厚接触者が教職員の場合は、2週間の**職務専念義務を免除とする**。児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、当該校の臨時休業の措置はとらない。

- ②保健所の指示を受け、濃厚接触者が完全に特定できない場合は、当該校は、2週間を目処に臨時休業又は、臨時休校とする。

※特別支援学校の児童生徒の個別事情は配慮

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 登校前・登校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、**バランス**の取れた食事をするようにする。
- 児童生徒、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える（**同居の家族に同様の症状が見られる場合も含む**）。
- 原則としてマスクを着用する。ただし、熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。その際、会話は控える。特に小学校低学年児童には配慮を要する。マスクの色や形、素材については、限定しない（下校時も同様）。
- 涼しい服装での登校、冷却タオルの利用、適宜水分補給をするなどして、熱中症予防を行う（下校時も同様）。
- 検温結果や健康状態について検温カードに記入する。
- 通学班など、複数の人数で登校する際は、人との一定の距離をとる（下校時も同様）。
- 登校したら、**児童生徒、教職員、学校に出入りする関係者は教室等**に入る前に手洗いをを行う。

※参照資料2 「正しい手の洗い方」 「**手洗いの6つのタイミング**」

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 学校生活①

- 登校時、昇降口で教職員が、検温、健康状態について確認する。家庭で検温できなかった場合は、学校で検温する（接触型体温計は使用後消毒する）。
- 朝の会で教職員が検温カードを回収する。
- マスクの所持を確認する。マスクのない児童生徒には学校のを渡す。  
※参照資料 1 「正しいマスクの付け方」※参照資料 3 「咳エチケット」
- 原則としてマスクを着用する。ただし、熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。その際、会話は控える。また、室内の場合は換気に配慮する。
- 手洗いを行う時間を、2 時間程度ごとに確保する。  
手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。  
※参照資料 2 「正しい手の洗い方」「**手洗いの6つのタイミング**」
- 換気に配慮する。  
※参照資料 4 「換気・消毒マニュアル」
- 手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は**1日に1回**、消毒する。  
※参照資料 4 「換気・消毒マニュアル」
- 座席近くに水筒を置き、適宜水分補給をする。特に小学校低学年児童には配慮を要する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 学校生活②

- 教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。
- 当面の間、全校児童生徒が集まる全校集会等は**実施しない**。  
学年集会は、教室の座席と同じ間隔の距離をとって実施する。
- 当面の間、授業は黒板の方向を向く形で行い、グループ学習等の活動は必要最小限に留める。
- 感染のリスクが特に高い活動を極力避け、リスクの低い活動から実施する。
- トイレ掃除は、**基本的には**スクールサポートスタッフが  
行い、定期的に消毒する。**家庭用洗剤等を使う場合は、高学年以上の児童生徒が掃除をしてもよい。**
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」「心のケア」を行う。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに**給食の前後で**手洗いを徹底する。

※参照資料4「換気・消毒マニュアル」

- 喫食時以外は、マスクを着用する。
- 担任は原則、配膳の場に立ち会い、児童生徒が衛生的に配膳が行えるよう指導する。
- 児童生徒は給食当番を行う前に、健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任に報告する。
- 給食当番として配膳する児童生徒は、白衣、エプロン、帽子（三角巾）を使用する。
- 大声を出さないようにし**、必要以上の会話をせずに配膳、喫食する。
- グループは作らず、前を向いた状態の席で喫食する。

■■■子どもたちの笑顔のために1日も早い終息を■■■ 刈谷市教育委員会



# 部活動

□児童生徒及び家庭に以下のことを依頼する。

- ①児童生徒の検温や健康状態を確認し、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する（**同居の家族に同様の症状が見られる場合も含む**）。（土日祝日）
- ②活動前に手洗いをする。活動後も同様とする。また、熱中症を防ぐためにこまめに水分補給をする。
- ③可能な範囲でマスクを着用し、咳エチケットを意識し、飛沫感染を防ぐ工夫をする。ただし、熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。その際、会話は控える。
- ④多数の児童生徒が一カ所に集まる時間は、極力短時間とする。
- ⑤大声を出すことはしない。ハイタッチや握手等、直接、触れ合う動作は避ける。
- ⑥部室の使用は、極力短時間とし、交替で使用する。

□顧問は以下のことに留意する。

- ①指導前の検温を行い、熱症状、強い倦怠感がある場合や、咳が出る、喉に異常を感じる場合などは、自宅で休養する。（土日祝日）
- ②活動前に手洗いをする。活動後も同様とする。
- ③可能な範囲でマスクを着用し、咳エチケットを意識し、飛沫感染を防ぐ工夫をする。ただし、熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。
- ④活動中の児童生徒の体調の変化等に特に留意する。
- ⑤握手やハイタッチ等、児童生徒に直接触れないようにする。
- ⑥道具の共用は可能な限り避けるようにし、使用後の手洗いを徹底する。
- ⑦十分に換気ができている状態で活動させる。
- ⑧**密集する**活動はさせない。個別に間隔を確保させる。
- ⑨部ごとに連携して、活動時間に差を設け、同時に活動する人数を少なくする。
- ⑩活動時間を短時間にするための工夫をする。（土日のどちらか1日4時間以内、祝日も同様）

# 参照資料

## ※1 「正しいマスクの付け方」



## ※2 「正しい手の洗い方」 「手洗いの6つのタイミング」

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

### 手洗いの6つのタイミング



## ※3 「咳エチケット」

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



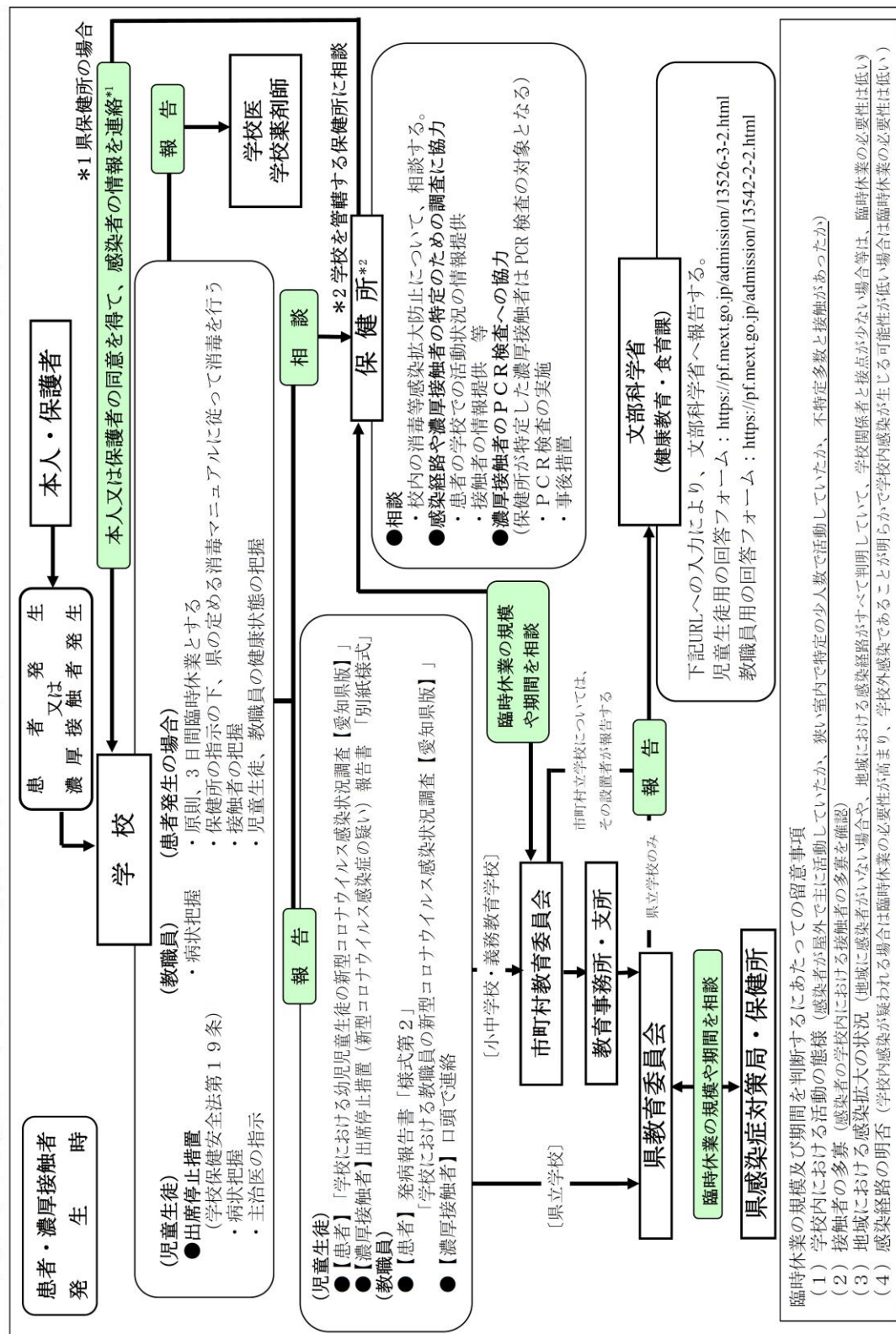
# ※ 4 「換気・消毒マニュアル」

| 時間  | 換気                                                            | 消毒                                                                                                                                                                                        | その他（マスク・検温・手洗いなど）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校前 | ○窓やドアを開けて換気をする。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）<br>※寒い場合は、上着の着用を認める。   | ○教職員やスクールサポートスタッフが、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒をする。<br>※1日のうち、1回以上消毒をする。<br><br>○教職員は共用の教材、教具、情報機器などを水拭きか消毒をする。（水拭きや消毒できる物に限る。）<br>○特別教室で授業を行った後は1日のはじめまたは終わりに机を水拭きする。 | ○児童生徒、教職員は原則としてマスクを着用する。<br>※学校でも、原則としてマスクを着用する。<br>※熱中症のリスクが高まる場合は、人との一定の距離をとり、マスクをはずす。その際、会話も控える。<br>○児童生徒、教職員は検温カードに体温、嗅覚・味覚異常など体調について記録して登校、出勤する。<br>※児童生徒は検温カードを担任に提出する。<br>※教職員は、校長に提出する。<br>○児童生徒は、ハンカチかタオルを2枚、 <b>マスクを置く清潔なビニールや布を持参する。</b><br>※ハンカチやタオルの貸し借りはしない。<br>○児童生徒は、入室前に、手洗いをする。<br>※少なくとも2時間に1回は行う。<br>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいしない。<br>※蛇口は、水をかけたり、ハンカチやタオルを利用したりして閉める。<br>※教職員は児童生徒へ正しい手洗いの仕方を指導する。<br>○登校するときは、人との一定の距離をとる。小学校は1列で並んで登校する。 |
| 授 業 | ○教室の対角線上に2か所窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）<br>※必要に応じて扇風機を併用する。 |                                                                                                                                                                                           | ○児童生徒は、共用の教材、教具、情報機器などを触る授業では、必ず授業の前手で手洗いをする。<br>○教室の座席の間隔については、文部科学省の衛生管理マニュアルを遵守する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 放 課 | ○エアコン使用時は、教室の窓を閉める。<br>※1日2回以上、放課等に空気の入替えをする。                 |                                                                                                                                                                                           | ○放課に児童生徒、教職員は手洗いをする。<br>○密集する遊びや、息が上がるような遊びはしない。<br>○長い放課の終了時に、児童生徒は必ず手洗いをする。<br>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいしない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 給 食 |                                                               | ○給食前に児童生徒、教職員は石けんで手を洗い、消毒液を使用して手指を消毒する。<br>○給食前後に机を水拭きする。<br>○ <b>給食後に児童生徒、教職員は手洗いをする。</b>                                                                                                | ○給食当番は、白衣やエプロン、帽子（三角巾）を着用する。<br>※白衣は自分で洗う。<br>※当番は必ず白衣などを着用する。<br>○児童生徒は、授業の隊形で給食を食べる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 清 掃 |                                                               | ○教職員やスクールサポートスタッフ等が、教室やトイレなど、特に児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒液を使用して拭く<br>※1日のうち、1回以上消毒をする。                                                                                          | ○トイレ掃除は、 <b>基本的にはスクールサポートスタッフ等が行う。家庭用洗剤等を使う場合は、高学年以上の児童生徒が掃除をしてもよい。</b><br>○児童生徒、教職員は、掃除後、石けんで手洗いをする。<br>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいしない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 部活動 | ○活動場所の窓を開ける。（天気や教室の位置で対応は異なる場合がある。）                           |                                                                                                                                                                                           | ○児童生徒は密集せずに距離を取って行う活動をする。<br>○活動前後は、必ず手洗いをする。<br>※複数の児童生徒が蛇口を使用している場合は、うがいはいしない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 下校後 | ○校内のトイレの換気扇は24時間稼働しておく。                                       |                                                                                                                                                                                           | ○下校するときは、人との一定の距離をとる。小学校は1列で並んで下校する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

※公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応 フローチャート 愛知県版

公立学校における新型コロナウイルス感染症の対応フローチャート

愛知県版（令和2年6月26日作成）



※ 海外から帰国した児童生徒等への対応については、「新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について」（令和2年3月26日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長等通知）に従い、対応してください。ただし、文部科学省から最新の情報や追加的な留意事項が提供される場合がありますので、文部科学省のホームページで最新の通知を確認するようにしてください。